

戸保第2365号
令和7年12月18日

戸田市国民健康保険運営協議会
会長 助友 裕子 様

戸田市長 菅 原文 仁



戸田市国民健康保険税の税率改正について（諮問）

平素より、本市の国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担っており、被保険者の医療機会の確保や健康の維持増進に大きく寄与しているところです。

また、国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は、当該地域におけるきめ細かい国保事業を担うこととする制度改革が行われたことに伴い、それぞれが共通認識の下で保険者として制度を運営していくため、県内統一の運営方針を定めることとされました。これを受けて、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を定め、各市町村は、国保財政の安定的な運営のための取組を進めているところです。

現在、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第3期運営方針が策定され、埼玉県が示す市町村標準保険税率による課税を県内全ての市町村で令和9年度までに実施することが明記されています。

つきましては、戸田市国民健康保険の健全な運営のため、保険税率の改正について検討いただきたく、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

第3期運営方針に基づく保険税率の統一に向けた戸田市国民健康保険税の税率改正に係る対応について